

令和 8 年度
札幌市保育支援者(本体)
配置補助事業

申請の案内

札幌市子ども未来局 支援制度担当部
保育推進課

目 次

1	制度概要	1
2	申請手続	3
3	交付決定の取消し、返還	5
4	札幌市保育支援者配置補助事業 FAQ	6

1 制度概要

(1) 趣旨

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材(保育士資格を有しない者に限る)を、保育に係る周辺業務を担当する「保育支援者(本体)」として配置し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図ることを目的とする。

※この「申請の案内」は、「保育支援者」のうち、令和 5 年度に新設した「スポット支援員」を除き、従前から実施している「保育支援者」を「保育支援者(本体)」として分類、表記しています。

※「スポット支援員」の申請方法等については、別途、ご案内します。

(2) 補助交付対象事業者

次のア・イのいずれの要件にも該当する事業者を対象とする。

ア 札幌市内に所在する「認可保育所」、「保育所型認定こども園」、「幼保連携型認定こども園」「地域型保育事業所」を経営している事業者。

対象施設種別		
認可保育所	認定こども園	地域型保育事業所
●	▲ 保育所型・幼保連携型の み対象	●

イ 補助交付対象者(下記の 補助交付対象者 を参照)を配置した事業者。

(3) 補助交付対象者(保育支援者(本体))

保育士資格を有しない者であり、次のア～オいずれかの業務に従事する者を対象とする。

ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃

イ 給食の配膳及びあとかたづけ

ウ 寝具の用意及びあとかたづけ

エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳

オ その他保育士の負担軽減に資する業務

(4) 補助交付要件

次に定める要件すべてに該当する補助対象事業者を対象とする。

1 平成 31 年4月1日以後、新たに補助交付対象者を配置したこと。

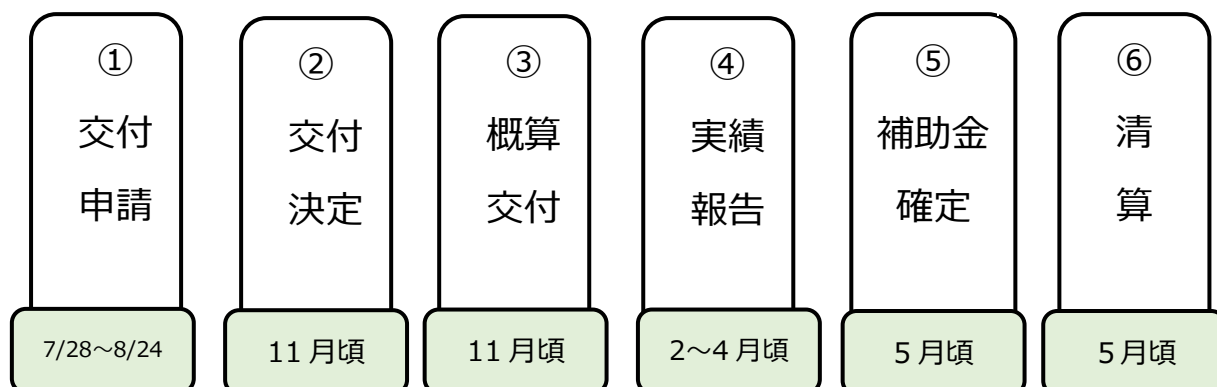
- 2 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、「保育支援者(本体)」を配置する事業所は、札幌市保育支援者配置補助事業実施計画書(以下、「実施計画書」という。)を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育支援者(本体)の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組(保育支援者(本体)の配置を除く。)を記載すること。
- 3 保育支援者(本体)とスポット支援員を合わせて配置する場合は、別に配置すること(同一職員は不可)。

(5) 補助金の交付額と対象となる経費等

- 1 月毎に計算する(1人あたりの月額:月の勤務時間(休憩時間含む)× 450 円)
(1 施設あたりの上限 10 万円)
- 2 対象者に係る報酬、給料、職員手当、賃金及び共済費役務費、委託料その他市長が適当と認める経費。

2 申請手続

(1) 申請の流れ



※提出書類の審査内容等により、追加の書類提出を依頼する場合があります。

(2) 提出様式や添付書類など

1 申請

補助対象事業者から札幌市へ、下記の書類を提出する。

【提出書類】

様式名	札幌市様式を定めているもの
・札幌市保育支援者配置補助事業申請書	○(様式1)
・雇用証明書(補助対象者分)	○(様式2)
・札幌市保育支援者配置補助事業実施計画書	○(様式3)

【申請期間】

令和8年7月28日(火)～令和8年8月24日(月)

2 交付決定

札幌市から補助対象事業者へ、交付を決定したときは「令和8年度札幌市保育支援者配置補助事業交付決定通知書」を、交付しないことを決定したときは「令和8年度札幌市保育支援者配置補助事業却下決定通知書」を通知する。

【通知時期】

令和8年11月頃

3 概算交付

交付決定後、札幌市から補助対象事業者へ概算交付する。

【 概算交付時期 】

令和8年11月頃

4 実績報告

補助交付を受けた事業者は、「令和8年度札幌市保育支援者配置補助事業実績報告書」を提出する(実績報告に必要な書類については、別途ご連絡いたします)。

【 提出時期 】

令和9年3月中旬～令和9年4月上旬

5 補助金額確定

札幌市が、補助交付対象事業者から「令和8年度札幌市保育支援者配置補助事業実績報告書」の提出を受けた後、事業内容を審査し、補助条件に適合すると認めるときは、補助金額を確定する。その結果について、札幌市から補助対象事業者に対し、「令和8年度札幌市保育支援者配置補助事業交付確定通知書」により通知する。

【 通知時期 】

令和9年5月頃

6 精算

補助金の確定額が、既に交付した補助金額を超えるときは、札幌市から補助対象事業者に対し確定額に不足する額を交付し、満たないときは、期限を定めてその満たない額を返還させる。

3 交付決定の取り消し等

(1) 取消し ※補助金額の確定後においても適用とする。

事業者が、次の項目に該当するときは、補助金の交付決定を取り消す。

- 1 補助条件に違反したとき
- 2 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- 3 法令またはこれに基づく処分に違反したとき
- 4 その他市長が補助することを不適當と認めたとき

(2) 返還

交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還するものとする。

(3) 他の補助金等の一時停止

補助金の返還を命ぜられ、当該補助金の全部または一部を納付しない場合、同種の事業等について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、または当該補助金等と未納付額とを相殺する。

4 その他注意事項

各月初日(1日)時点で当該月の算定可否を判断しているため、月途中で採用された場合、採用月の翌月より対象となります。

5 札幌市保育支援者配置補助事業 FAQ

Q1「保育支援者(本体)」について、潜在保育士等が保育士職として復職するに当たり、現場に慣れるため、一定期間、保育の周辺業務に従事する期間において、補助を受けることは可能か？

保育士資格を有しているため、補助の対象となりません。

Q2人件費のため年度当初に補助金を交付してほしいが可能か。また、補助申請のスケジュールや頻度は。

補助金の交付時期やスケジュールについては、毎年度札幌市よりお知らせしており、年度当初に交付することはできません。

Q3子ども達の外遊びや遠足等の付き添い等といった、指定業務以外の業務に従事させた場合は補助対象外となるか？

指定業務以外の業務に従事していても、補助交付対象者の要件として指定している業務に従事していれば、補助交付対象者となります。

Q4幼稚園型など、保育所型と幼保連携型以外の認定こども園は対象外か。

この事業は、国が制定した保育士確保施策メニューにおける「保育体制強化事業」の要綱に準拠しており、札幌市においても、保育所型と幼保連携型認定こども園のみを補助交付対象としております。

Q5一度補助対象となった者は、翌年度以降も引き続き対象となるか。それとも、配置された年度限定のものか。

次年度以降の予算額にもよりますが、補助要件を満たしていれば、補助対象となった年度以降も引き続き対象となる見込みです。

Q6実施計画書(様式 3)は、すべての項目を記載する必要があるのか。また、複数の保育支援者を配置する場合はどのように記載すれば良いか。

実施計画書(様式 3)はすべての項目を記載してください。複数の保育支援者を配置した場合でも1部の提出で結構です。

Q7 保育支援者(本体)と保育支援者(スポット支援員)の違いは？

以下のとおり、業務内容と補助金額(月額上限額)等に違いがあります。

【保育支援者(本体)】

ア 業務内容

次のア～エいずれかの業務に従事する者を対象とする。

- ・保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃
- ・給食の配膳及びあとかたづけ
- ・寝具の用意及びあとかたづけ
- ・外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
- ・その他保育士の負担軽減に資する業務

イ 補助金額(上限額)

1施設あたり月額 10 万円 ※1時間当たり単価 450 円

ウ 対象事業者

認可保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所

【保育支援者(スポット支援員)】

ア 業務内容

登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯に配置し、安全な保育体制の強化等を行う。

イ 補助金額(月額上限額)

1施設あたり月額4万5千円 ※1時間当たり単価 450 円

ウ 対象事業者

認可保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地域型保育事業所

Q8 保育支援者(スポット支援員)の申請方法、スケジュールは？

令和8年度は、令和7年度と同様に、年度末の 2～3 月頃の申請受付を予定しています。詳細は、別途、ご案内いたします。